原判決中被告人に関する部分を破棄する。 被告人を懲役一年二月に処する。 原審における未決勾留日数中一八〇日を右刑に算入する。 原審における訴訟費用は、原審相被告人Aとの連帯負担とする。 由

本件控訴の趣意は、弁護人平山忠作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、こ れを引用する。

控訴趣意中原判示第四の事実の事実誤認及び法令適用の誤りをいう論旨につ いて

論旨は、要するに、原判決は、原判示第四の事実として、原審相被告人Aが、B と共謀の上、被害者Cに対し、同人方及び同人を暴力団事務所へ連行するタクシー 内でその顔面を殴打する暴行を加え、右事務所内では、Dとも共謀の上、更にその 顔面、頭部を数回にわたつて手拳、木刀及びガラス製灰皿で殴打し、その下腿部を 足蹴りにする暴行を加えたが、被告人においても、右事務所内での暴行の途中から 右Aらと意思相通じ共謀の上、Cの顔面を二、三回殴打する暴行を加え、よつて、 同人に対し、加療約八日間を要する顔面打撲、頭頂部挫割、右下腿打撲の傷害を負 わせた旨の事実を認定した上、被告人についても、傷害罪の共同正犯の成立を認め た。しかし、(1)被告人は、他の者の暴行がすべて終了したのちに現場に現われ Cの顎を二、三回突くように押しただけであって、被告人が、同人に対する暴 行を他の者と共謀したり、同人の顔面を二、三回殴打したことは全くなく、(2)かりに、被告人の右行為が暴行にあたるとしても、Cの原判示傷害は、被告人の右行為前にすでに生じていたものであるから、いわゆる承継的共同正犯の理論によっては、 ても、被告人に傷害罪の刑責を問うことはできない。従つて、原判決は、これらの 点において、事実を誤認し、かつ、法令の適用を誤つたものである、というのであ る。

。 そこで、検討するのに、 1\_まず、原判決は、 1 まず、原判決は、判示第四の事実として、Aは、C(当時四四歳)が、Bと情交関係のあつたEにアパート代を支払わせたり、金三〇万円を更生資金名下に出 捐させた旨をBから聞き及び、「Bと共謀の上、昭和六〇年二月二三日午前二時こ 大阪市a区bc丁目d番e号fアパート内のC方で、Bにおいて、Cの顔面を -回殴打し、続いて暴力団F組G組事務所に連行するタクシ―の中で二回ほど同人 の顔面を殴打する暴行を加え、引き続いて同日午前四時三〇分ころまでの間、大阪 市a区gc丁目h番i号G組事務所において、H組組員であるDとも共謀の上、C に対し、こもごもその顔面、頭部を数回に亘つて手拳、木刀(昭和六〇年押第五三 五号の1、2)及びガラス製灰皿(同号の3)で殴打し、或いは、その下腿部を足 蹴りにする暴行を加え、更に、その途中から被告人Iも被告人A、Bらと意思を相通じ共謀の上、その顔面を二、三回殴打する暴行を加え、よつて、Cに対し、加療約八日間を要する顔面打撲、頭頂部挫創、右下腿打撲の傷害を負わせた」旨の事実 を摘示した上、これが「刑法六〇条、二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号」 に該当するとしている。そして、右摘示事実と適条、更には原判決の「被告人両名 につき有罪と認めた理由」欄の説示をも併せると、原判決は、被告人は、原判示品組事務所におけるBらの暴行現場にその途中から現われて、その場の状況等から事態の成行きを察知し、暗黙のうちに同人らと共謀を遂げた上、Cの顎を二、三回手拳で殴打した事実、及び、同人が被告人の共謀加担の前後にわたるB、Aらの一連の見行により原制である。 の暴行により原判示各傷害を負つた事実を各認定し、被告人は、右のような経緯の もとにBらの暴行に途中から共謀加担したものであるから、Cの傷害が被告人の加 担後の暴行によつて生じたものといえない場合でも、いわゆる承継的共同正犯とし て、右傷害全体についての刑責を免れないとの見解を採つたものと解される。 ところで、原認定の事実中、暴力団F組G組長の友人であるBが、自己 交関係のあつたEがCからアパートの賃借料を立替え払いさせられた上金三〇万円 の更生資金を要求されて支払つたことを知つて憤激し、同組員であるAと共謀の上、昭和六〇年二月二三日午前二時ころ、原判示Cの居室及び同人をG組事務所へ 連行するタクシー内で、同人に対し、約三回顔面を殴打する暴行を加えたこと、右 事務所内(一階応接間)においても、Bらは、居合わせた他の暴力団組員Dとも共 謀の上、同日午前四時三〇分ころまでの間、Cに対し、こもごも、手拳、木刀及び ガラス製灰皿でその顔面、頭部を数回にわたつて殴打したり、その下腿部を足蹴り にする暴行を加えたこと、G組幹部で、当夜、飲酒の上同組事務所三階で寝ていた

被告人は、折からの階下の物音で目をさまして右応接間に現われたのち、Bらに殴打されてすでに頭部や顔面から血を流しているCの姿やEの説明などから、いち早く事態の成行きを察知し、BらかCに対し暴行を加えて同人を負傷させた事実を認識・認容しながら、Dの慫ように従い、自らもこれに共同して加担する意思で、同人の顎を手で二、三回突き上げる暴行を加え、その後更に、Aにおいても、Cの顔面を一回手拳で殴打したことが明らかであり、これによれば、被告人は、自らCの顎を手で突き上げる行為に出た時点では、B、Aらとの間で、暗黙のうちに、Cに対し不法な有形力を加える旨の共謀を遂げていたものと認めざるを得ない。

様が右の程度に止まる場合でも、被告人につき原判示傷害の犯罪の共同正犯を肯定すべきことになる。しかし、当裁判所は右見解には賛同できない。 4 一般に、先行者の犯罪にその途中から共謀加担した後行者に対し加担前の先 行者の行為及びこれによつて生じた結果(以下、「先行者の行為等」という。)を も含めた当該犯罪全体につき共同正犯の刑責を問い得るのかどうかについては、 れをすべて否定する見解(所論及び弁護人の当審弁論は、この見解を採る。以下 「全面否定説」という。)や、後行者において、先行者の行為等を認識・認容して一罪の一部に途中から共謀加担した以上常に全体につき共同正犯の刑責を免れないとする見解(検察官の当審弁論の見解であり、原判決もこれによると思われる。以 下「全面肯定説」という。) もあるが、当裁判所としては、右いずれの見解にも賛同し難い。右のうち、全面否定説は、刑法における個人責任の原則を重視する見解 として注目に値するが、後行者において、先行者の行為等を認識・認容するに止ま らず、積極的にこれを自己の犯罪遂行の手段として利用したと認められる場合に は、先行者の行為等を実質上後行者の行為と同視し得るというべきであるのに、 のような場合まで承継的共同正犯の成立を否定する見解は、妥当でないと考えられ る。他方、全面肯定説は、実体法上の一罪は、分割不可能な一個の犯罪であるから、このような犯罪に後行者が共謀加担したものである以上、加担前の先行者の行 為等を含む不可分的全体につき当然に共同正犯の成立を認めるほかないとする点に 論拠を有すると考えられる。右見解が、承継的共同正犯の成立を実体法上の一罪に 限定する点は正当であり、また、実体法上の一罪の中に分割不可能なものの存する ことも明らかなところであるが、実体法上一罪とされるものの中にも、これを構成 する個々の行為自体が、形式的にはそれぞれ一個の構成要件を充足するものである けれども、実質的にみてその全体を一個の構成要件により一回的に評価すれば足りるとして一罪とされるもの(接続犯、包括一罪等)かあることを考えると、実体法上の一罪のすべてが絶対に分割不可能であるということは、独断であるといわなけ ればならない。しかも、右見解においては、たとえ分割不可能な狭義の単純一罪に 加担した場合であつても、後行者が先行者の行為等を認識・認容していたに止まる のであれば、何故に、先行者の行為による結果についてまで後行者に刑責を問い得 るのかについての納得し得る説明がなされていない。

〈要旨〉思うに、先行者の犯罪遂行の途中からこれに共謀加担した後行者に対し先行者の行為等を含む当該犯罪の全〈/要旨〉体につき共同正犯の成立を認め得る実質的根拠は、後行者において、先行者の行為等を自己の犯罪遂行の手段として積極的に利用したということにあり、これ以外には根拠はないと考えられる。従つて、いわゆる承継的共同正犯が成立するのは、後行者において、先行者の行為及びこれによって生じた結果を認識・認容するに止まらず、これを自己の犯罪遂行の手段として積極的に利用する意思のもとに、実体法上の一罪(狭義の単純一罪に限らない。)を構成する先行者の犯罪に途中から共謀加担し、右行為等を現にそのような手段と

して利用した場合に限られると解するのが相当である。

5 ところで、前示の認定によれば、被告人は、G組事務所一階応接室へ現われた段階で、同室内におけるBらの行動や被害者Cの受傷状況、更にはEの説明などにより、事態の成行きを理解し、同室内におけるBらのCへの暴行及びこれに分してある。しかし、前示のような暴行罪そのものの性質、並びに被告人がCに対し現実にはその顎を二、三回突き上げる程度の暴行しか行つていないことからみて、被告人が先行者たるBらの行為等を自己の犯罪遂行の手段として利用する意思である。人が先行者たるBらの行為等を自己の犯罪遂行の手段として利用する意思である。それを現実にそのようなものとして利用したと認めることは困難である。本件において、被告人に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為に対しては、Bらとの共謀成立後の行為等を含む犯罪全体に表して、承継的共同正犯の刑責を問うことはできないといわざるを得ない。

しかして、本件においては、被害者Cの原判示各傷害は、同人方居室内、タクシー内及びG組事務所内におけるB、A、Dらによる一連の暴行によつて生じたものではあるが、一連の暴行のうち、被告人の共謀加担後に行われたと証拠上認定し得るものは、被告人による顎の突き上げ(二、三回)及びAによる顔面殴打(一回)のみであつて、Cの受傷の少なくとも大部分は、被告人の共謀加担前に生じていたことか明らかであり、右加担後の暴行(特にAの顔面殴打)によつて生じたと認め得る傷害は存在しない。そうすると、被告人に対しては、暴行罪の共同正犯が成立するに止まり、傷害罪の共同正犯の刑責を問うことはできない。

6 右のような当裁判所の結論に対しては、刑法二〇七条のいわゆる同時傷害罪の規定との関係で、異論があり得るかと思われるので、以下、若干の説明を補足する。

を加えた場合は、傷害の結果を生じさせた行為者を特定できなくても、少なくとも Jに対しては傷害罪の刑責を問うことができるのであつて、刑法の右特則の適用に よつて解消しなければならないような著しい不合理は生じない。従つて、この場合 には、右特則の適用がなく、加担後の行為と傷害との因果関係を認定し得ない後行 者たるKについては、暴行罪の限度でその刑責が問われるべきこととなるのであつ て、右結論が不当であるとは考えられない。

7 以上の検討によれば、本件につき被告人を傷害罪の共同正犯に問擬した原判決は、法令の解釈を誤りひいては事実を誤認したものといわなければならず、右法令解釈の誤り及び事実誤認は、判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は、理由がある。

二 控訴趣意中原判示第五の事実に関する事実誤認をいう論旨について

そこで、検討するのに、

2 ところで、原判決挙示の対応関係証拠及び当審における事実取調べの結果に よれば、原判示第五の犯行に至る経緯及びその態様は、次のとおりであつたと認め られる。すなわち、

(1) Aは、昭和五九年夏以来、喫茶店「Q」のウエイトレスO(昭和△年△月×日生)とその両親方で同棲していたが、同六〇年一二月八日夜、自己の不在中に、同女が、会社員N(当時三一歳)から誘われるまま、ともに飲酒した上同人の

アパートで情交関係を持つたことを知り、これを奇貨として、同人から金員を喝取しようと企て、翌九日、同人の勤務先であるR株式会社へ赴き、不在中の同人に対し、女が無理矢理犯された件で話があるので連絡して欲しい旨言い置き、G組事務所の電話番号を教えて立ち去つた。

(2) その後、Aは、いとこのMに助力を求めるため、組事務所に電話したが、同人が不在であつたため、たまたま電話に出た被告人に対し、OがNに酒を飲まされて犯されたので、その旨Mに伝えて欲しい旨伝言を依頼するとともに、何かあつたら頼むとして被告人にも助力方を求め、これを承諾した被告人において右伝言をMに伝えた結果、同人も前記Aの計画に同調し、右両名間において、Nからの金員喝取に関する共謀か成立した。

金員喝取に関する共謀か成立した。 (3) 同月一一日午後七時ころ、被告人は、ようやく連絡の取れたNを、Mに依頼されて、大阪環状線天王寺駅まで迎えに出、G組事務所へ案内したところ、Mは、同所において同人に対し、同日午後九時三〇分ころまでの間、途中から加わつたAとともに、原判示のような脅迫文言をこもごも申し向けて金員を要求し、Nを畏怖させた上、同月二八日に金三〇万円を支払う旨同人に約束させた。なお、被告人は、Nを組事務所へ案内したのち間もなく所用で外出したため、その後のMらの言動を直接見聞していない。

(4) 同月一四日、Mは覚せい剤取締法違反の容疑で逮捕された。しかし、Aにおいては、Nに対し、あくまで前記約束の履行を求めるつもりで、被告人に対し、「明日金ができるというので会おうと思つている。」旨伝えると、被告人においても、その分け前に与りたいとの気持から、これに同行することとし、翌二八日、落ち合つた同人から、喝取金のうち五万円の借用を受ける旨の約束を取りつけた。

(5) 被告人は、R付近で、Aとともに、Nが帰社するのを見届けたのち、様子を見てくると称して単身Rへ赴いてNと会い、同人とともに、Aを待たせているところとは別の原判示喫茶店「P」へ入り、同店内で、Nに対し、「金できたか。」などと申し向け、同人かAらの前記脅迫により畏怖しているのに乗じて金三〇万円を交付させた。

(6) 被告人は、右金三〇万円の受領後、Aに電話で連絡し、いつたん三名で店外へ出たが、被告人及びAの両名は、Nの畏怖に乗じ更に金二〇万円を喝取しようと考え、共謀の上、原判示下水処理場西側路上において、被告人がNに対し原判示のとおりなおも金二〇万円の交付を要求し、一〇万円づつの月賦払いの約束をさせたが、同人が警察へ届け出たため、右金員喝取の目的を遂げなかつた(この部分は原判示第六の点であるが、便宜ここで認定しておく。)。

(7) 被告人は、Nから受領した三〇万円をAに渡したが、その際、同人と交渉の上、借用名下に金一〇万円を受け取つた。

以上のとおり認められる。

3 これによると、被告人は、一二月一一日に、Mの意を体してNをG組事務所へ案内した段階では、せいぜい、A及びMの恐喝の計画を知つてれた助力を認知を設定したに過ぎず、同人らと恐喝の共謀を遂げていたとまで判立を認めたに過ぎず、同人らと恐喝の共謀を遂げていたとまで判立を認めたの段階において、被告人とAらとの共謀の成立を別りながら、「の名事実を総合すると、被告人は、その後Aから、同月いという気持にないし(7)の各事実を総合すると、被告人は、その後Aから、同月いとの気持にないし(7)の各事実を総合するに及び、自らも喝取の分配に与りにより、同人からの金員の受領役を買つて出して、Aららの登場である。最初の共享により、同人がらの金員の共享に記述の共享により、自らいのと認められるが、Aらとの共謀により、の当該というのと認めた。ことが明らいわゆる承継により、おいると認めた。ことが明らいたとの共謀により、おいると認めた原判決の結論は、結局正当であるとはいえない。論旨は、結局、理由などに帰する。

4 所論は、更に、(ア)A及びMのNに対する行為は、民事上の示談交渉であって、正当な権利の行使であるとか、(イ)被告人は、Aらの脅迫行為を認識していなかつたとか、(ウ)G組事務所において、Nは、金五〇万円の支払いに応ずる旨約束していたなどとして、原認定をるる争つている。しかし、まず、右(ア)についていうと、原審において同意の上取り調べられた右〇の捜査官に対する各供述調書によれば、同女は、飲酒の上とはいえ、Nの誘いに乗つて合意の上同人と情交

三 控訴趣意中原判示第六の事実の事実誤認をいう論旨について

論旨は、要するに、原判決は、被告人かAと共謀の上、Nが原判示第五の脅迫行為により畏怖しているのに乗じ、同人を脅迫して更に金二〇万円を喝取しようとてその目的を遂げなかつた旨の事実を認定し、これを独立の恐喝未遂罪に問擬しているが、原判示第五の交渉において、Nは、金五〇万円の支払いに応ずる旨合意していたのであり、被告人は、同人から金三〇万円を受領したのちに、残りの二〇万円の支払い方法を確認したに過ぎず、新たに金員の支払いを要求したものではない上、被告人には恐喝の故意もなかつたのであるから、恐喝未遂罪の成立するいわれはない。従つて、同罪の成立を認めた原判決は、事実を誤認したものである、というのである。

しかしながら、原判決挙示の対応関係証拠及び当審における事実取調べの結果によれば、原判示第六の犯行に至る経緯は前項(原判示第五の事実に関する事実誤認の論旨に対する判断の項)2(1)ないし(5)において、その態様は同じく(6)において認定したとおりであり、これによれば、被告人が金二〇万円の支払い要求をしていないとか、被告人に恐喝の犯意がなかつたなどとする所論の採り得ないことは、明らかなところである。なお、弁護人は当審弁論において、原判示第五の犯行の際Nが支払いの合意をした金額等につき、前記2(3)ないし(7)と異なる事実関係を前提として、原判示第五の恐喝既遂罪のほかに同第六の恐喝未遂罪の成立を認めることはできないとも主張するが、これが採用できないことは、すでに述べたところから明らかである。

原判決に、所論の事実誤認(及び、弁護人の当審弁論の指摘する法令の解釈・適 用の誤り)は存せず、論旨は、理由がない。

四結論

以上のとおりであつて、控訴趣意中原判示第五の事実に関する論旨は理由なきに帰し、同第六の事実に関する論旨は理由がないが、同第四の事実に関する論旨は理由があるので、その余の論旨(量刑不当の主張)について判断するまでもなく、原判決は、破棄を免れないところ、原判決は、右第四の事実をその余の事実と併合罪の関係に立つものとして被告人に対し一個の刑を科しているから、原判決は、結局、全部破棄を免れない。

がよって、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条により原判決を破棄した 上、同法四○○条但書に則り、当審において、直ちに次のとおり自判する。 (罪となるべき事実)

原判決認定の各事実中、第四の末尾から四行目「その顔面を二、三回殴打す」とあるのを、「その顎を二、三回手で突き上げ」と改め、同じく末尾から三行目「よつて、……」以降同二行目「……負わせ」までを削除するほか、原判決認定の各事実と同一(ただし、第五の事実に被告人が共謀加担したのは、昭和五九年一二月二八日の段階からである。)であるから、右のとおり訂正した上、これらを引用する。

## (証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

原判決挙示の法条中、第四の所為に関し「刑法六〇条、二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号」とあるのを、「刑法六〇条、二〇八条、罰金等臨時措置法三条 一項一号」と改めるほか、原判決挙示の各法条を適用(刑種の選択を含む。)す

## (量刑の理由)

本件は、当裁判所が右に認定したように、1無免許・酒酔い運転中、前方注視義務違反等の過失により対向車との衝突事故を惹起し、同車の運転者に加療約三か月 間の原判示傷害を負わせながら、被害者の救護等法定の義務を尽くさず逃走したという、悪質な道路交通法違反を伴う交通人身事故、2仲間の暴力団員が激しい暴行 を加えた被害者に対し、自らは何ら暴行を加える理由がなく、かつ、同人かすでに 負傷しているのを知りながら、いとも簡単に仲間に同調して暴行を加えたという暴力事犯、及び、3仲間の暴力団員が、内妻と情交を持つた被害者から金員を喝取し スール、へら、の正同の参加回見か、四支と同父を持つた彼害者から金員を喝取しようとして同人を脅迫したのち、事情を知つて自らも喝取金の分配に与るべく仲間と共謀の上、その脅迫により畏怖している被害者から、金三〇万円を喝取し、更に二〇万円を喝取しようとして未遂に終ったという恐惧、同去送の名事中でよって 二〇万円を喝取しようとして未遂に終ったという恐喝、同未遂の各事案であって、いずれの犯行も、その手口・態様が悪質であるといわなければならない。従って、被告人の刑責は、とうていこれを軽視することができず、被告人のこれまでの生活 歴、前科前歴等記録上明らかな諸般の情状に照らすと、相当期間の実刑はやむを得 ないが、記録及び当審における事実取調べの結果によつて明らかにされた共犯者と の刑の権衡等の点を考慮し、主文の刑を量定した。 (裁判長裁判官 野間禮二 裁判官 木谷明 裁判官

生田暉雄)